

滋賀県交通安全対策会議 議事概要

- 1 開催日時 令和8年8月24日（月）午前11時00分から午前11時30分
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター大会議室（プレスセンター）
- 3 委員数 28名
- 4 出席委員 22名
- 5 欠席委員 7名
- 6 議 題 第12次滋賀県交通安全計画（案）について
- 7 議事の概要

議長 森川博邦委員（滋賀県県土整備部長）

【開会】 定刻（11:00）に開会。

議事に入る前に、滋賀県交通安全対策会議の会長である三日月知事が挨拶し、続いて出席委員の紹介を行った。

本会議は、委員の過半数の出席を満たしており、議長には森川博邦委員が選出され議事に入った。

<議長>

ただ今から、会議次第によりまして、「第12次滋賀県交通安全計画（案）」について御審議をいただきます。

それでは、事務局より説明願います。

<事務局説明>

道路保全課竹脇です。よろしくお願いいたします。

私からは第12次滋賀県交通安全計画（案）についてご説明いたします。着座にて失礼します。

本県の交通安全対策につきましては、交通安全対策基本法に基づいて滋賀県交通安全対策会議を設置し、計画の策定や実施に取り組んでおります。

その取り組みは、昭和46年度の第1次 滋賀県交通安全計画の策定を始まりとして、55年にわたり、5年ごとの計画に基づいて、総合的な交通安全対策を推進してきたところでございます。

滋賀県交通安全対策会議では、第11次計画が令和7年度をもって終了することを受けまして、昨年より策定作業を進めており、この1月に計画素案を作成したところでございます。

その後、県民政策コメント制度に基づいて意見募集や計画への反映を行い、このたび、令和8年度から12年度までを計画期間とする、第12次滋賀県交通安全計画（案）を作成いたしました。

それでは、資料に基づき、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

1 交通安全計画の位置付けについてでございます。

交通安全計画は、中央交通安全対策会議が策定する交通安全基本計画を踏まえ、滋賀県交通安全

対策会議が作成するものと交通安全対策基本法に定められております。

次に 2 計画の性格についてでございます。滋賀県交通安全対策会議が作成する計画は、「県の区域における、陸上交通の安全に関する、総合的かつ長期的な施策の大綱」を定め「県内陸上交通の安全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を規定するものでございます。

次に 3 計画の期間についてでございます。計画期間は、令和 8 年度から 12 年度までの 5 か年で

す。

次に 4 滋賀県交通安全対策会議についてでございます。対策会議の構成員につきましては、同法および滋賀県交通安全対策会議条例に基づき任命・委嘱しており、委員の詳細につきましては、参考資料のとおりでございます。

最後に 5 作成の経過についてでございます。昨年 10 月 31 日に、内閣府から「第 12 次交通安全基本計画（中間案）」が示されたのを受け、事務局である道路保全課交通安全対策室において、計画のたたき台となる骨子案および素案を作成しました。

11 月 26 日には、第 1 回滋賀県交通安全対策会議幹事会において骨子案を、本年 1 月 29 日には、第 2 回幹事会において素案を審議いただきました。

3 月 11 日には県議会常任委員会へ、素案の報告を行い、3 月 30 日から 4 月 30 日の 1 か月間、県民政策コメント制度に基づいて、県民の意見を募集しました。

6 月 15 日には、第 3 回幹事会において頂いたご意見と回答案、ご意見を反映した最終計画案について審議頂きました。

その後、8 月 5 日には、県議会常任委員会へ、県民政策コメントの結果および最終計画案を報告しております。

資料 2 をご覧ください。計画の概要について ご説明いたします。

本計画は、第 11 次計画で明らかとなった課題を踏まえ、新たな目標達成に向けた考え方や、対策を盛り込んでおります。

まず、資料中央上部の「第 12 次滋賀県交通安全計画について」をご覧ください。

前計画の課題としまして、4 点かかげております。

一つ目は高齢者の死亡事故が多いこと、二つ目は歩行中や自転車乗用中の死亡事故が多いこと、三つ目は交差点における事故が多いこと、四つ目は自動車乗車中の死者のシートベルト着用率が低いことです。これらの課題につきましては、12 次計画で、重点的に取り組んでまいります。

資料の左上の「基本理念」につきましては、引き続き、「人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない、安全・安心な滋賀を目指す」こととしております。

計画の構成は「道路交通の安全」「鉄道交通の安全」「踏切道における交通の安全」の 3 分野からなりまして、各分野において基本的な考え方と目標を設定し、具体的な施策の重点項目を定めております。

続きまして、具体的な内容について、ご説明いたします。

まず「道路交通の安全」についてでございます。

目標は、国の目標を参考に、令和12年度までに「年間24時間以内の死者数を30人以下、重傷者数を270人以下」と定めております。

基本理念の実現を最終目標としつつ、当面の数値目標として設定しております。

この目標達成のため、対策を進める重点10項目と施策の柱8項目を定め、多角的に施策を推進いたします。

なお、「対策を進める重点」には、新たな2項目を追加するとともに、前計画でひとくくりであった「高齢者と子ども」、「歩行者と自転車」につきましては、それぞれ独立した重点項目といたしました。

主な重点項目の概要についてでございます。

1つ目は、高齢者を交通事故から守るとともに、交通事故を起こさないための総合的な対策です。

高齢者が歩いたり、自転車を利用したり、自動車を運転するとき、それぞれに応じて、道路環境の整備や、身体機能の衰えを補う技術の普及など、各種の交通安全対策を引き続き推進するとともに、これらと連携して、運転免許返納後の日常生活を支えるための対策を進めます。

2つ目は、子どもの安全確保のための環境整備です。

次世代を担う子どもの安全を確保するため、未就学児を中心に、子どもが日常的に集団で移動する経路の、安全・安心な歩行空間の整備や、交通安全教育を推進します。

3つ目は、歩行者の安全確保のための意識変容です。

人優先の考えの下で、生活に密着した、身近な道路における横断歩道の設置や、歩道の整備による安全・安心な歩行空間の確保を進めます。

また、運転者に対して横断歩道に関する交通ルール再認識と、歩行者優先の徹底を図ります。

4つ目は、自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備です。

官民連携によるライフステージに応じた交通安全教育を充実させ、令和8年4月から導入された青切符を踏まえ、自転車の基本的なルールを周知徹底します。

また、ヘルメット着用を促進するとともに、自転車の損害賠償保険への加入を徹底します。

5つ目は、12次計画から新たに追加しました外国人の交通安全対策の推進です。

外国人の歩行者や、自転車、電動キックボードなどの利用者に対し、母国との交通ルールの違いを理解できるよう、効果的な交通安全教育や広報啓発を実施します。

また、外国人労働者の雇用者による、交通安全教育や安全運転管理の強化を推進します。

6つ目も、新たに追加しました特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進です。

関係事業者と連携し、基本的な交通ルールの周知徹底や、交通安全教育などの交通安全対策を推進します。

また、ペダル付き電動バイクは一般原動機付自転車又は自動車に該当し、運転には運転免許を要し、ヘルメットの着用が義務とされていることなどについて、関係機関、販売事業者などと連携して周知徹底します。

7つ目は、生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保です。

子ども、高齢者、障害者を含むすべての歩行者や自転車が、安全で安心して通行できる環境を確

保するため、自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備や、交通指導取締りの実施など、総合的な対策を推進します。

8つ目は、先進技術の活用推進です。

安全運転サポート車の普及はもとより、運転者の危険認知の遅れや、運転操作の誤りによる事故を防止する安全運転支援システムの普及(ふきゅう)を促進します。

9つ目は、交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進です。

交通事故について、発生地域、場所、形態などの詳細な情報に基づいて原因を分析し、ビッグデータや専門家の知見を幅広く活用し、きめ細やかな対策を、効果的かつ効率的に実施します。

最後は、地域が一体となった交通安全対策の推進です。

これまで以上に地域住民に交通安全対策に関心を持ってもらい、行政、関係機関、住民等の協働によって、地域に根ざした交通安全対策に取り組みます。

以上、従来の交通安全対策を継続しつつ、効果が期待される新たな施策を、積極的に導入しております。

次に、安全施策について説明いたします。構成は、1 道路交通環境の整備、2 交通安全思想の普及徹底、3 安全運転の確保、4 車両の安全性の確保、5 道路交通秩序の維持、6 救助・救急活動の充実、7 被害者支援の充実と推進、8 研究開発および調査研究の充実、の8項目です。内容については前計画から大きな変更はなく、引き続き各項目に取り組みます。

また、滋賀県ならではの取組みとしまして、自転車利用環境の総合的整備、自転車の安全利用の推進、自転車損害賠償保険加入の徹底、横断歩道利用者ファースト運動に加え、交差点改築に伴う交通事故未然防止対策の実施、高齢者「三方よし」運動を新たに追加しております。

続きまして「鉄道交通の安全」および「踏切道における交通の安全」についてご説明いたします。どちらも、前計画から大きな変更はございません。

「鉄道交通の安全」では、「列車の運転による乗客の死者数ゼロと、鉄道運転事故全体の死者数減少」を目標に設定し、「鉄道交通環境の整備」「鉄道安全知識の普及」など、6項目の安全施策に取り組みます。

鉄道事故は、長期的に減少傾向にあるものの、ひとたび列車の衝突や脱線が発生すれば、多数の死傷者を生じるおそれがあることから、重大な列車事故の防止を図るため、総合的な視点から施策を推進する内容となっております。

最後に「踏切道における交通の安全」では、「踏切事故の発生を極力防止すること」を目標に設定し、「踏切道の立体交差化、構造の改良やバリアフリー化の促進」、「踏切保安設備の整備および交通規制の実施」など4項目の安全施策に取り組みます。

以上が第12次計画(案)の概要となります。

次に資料3をご覧ください。

県民政策コメント制度に基づき、県民の意見募集を行ったところ、18件のご意見をいただきました。

ご意見を受けて、計画の内容・方向性に大きな変更はございませんが、いただいたご意見を踏まえ、6箇所の文言追加や修正を行いました。

主なご意見について簡単にご説明いたします。

1つ目は一覧表2番の「歩行者や自転車における環境整備が追い付いていない。また、高齢者の自動車ニーズに対する対応策が必要」というご意見でございます。

こちらについては、歩行者や自転車が安全に移動できるように、計画に基づいて、ハード・ソフトの両面から安全対策に取り組むこと、また、高齢者に対しても、自動車に頼らず、鉄道やバスなど地域の実情に合った移動手段が確保された状態を目指すこととしております。

2つ目は10番の「過度な共架は、認識(にんしき)性が難(むずか)しくなる」というご意見です。

こちらにつきましては、標識など道路管理施設の視認(しにん)性確保に向けて取り組んでいるところであり、ご指摘を踏まえまして、引き続き努めることとしています。

最後は14番の「交差点のコンパクト化については、大津の事故や視覚障害者に与える影響を考慮すること」というご意見です。

交差点につきましては、交通安全上適切な形になるよう、関係機関と調整し、利用状況を踏まえた設計を行っておりますので、ご指摘を踏まえ、今後も適切に対応することとしています。

いただいたご意見は、今後の交通安全対策の参考とするとともに、「交通事故のない安全・安心な滋賀」の実現に向けて各種施策を積極的に推進いたします。

以上が県民政策コメントの結果でございます。

最後に資料4をご覧ください。

第12次滋賀県交通安全計画(案)の本文でございます。内容につきましては時間の都合上割愛いたします。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

<議長>

ただ今、事務局から、関連資料も含めまして「第12次滋賀県交通安全計画(案)」について説明いたしました。御意見御質問がありましたらお願いします。

<議長>

意見もないようですので、「第12次滋賀県交通安全計画(案)」についての質疑を終わらせていただきます。

それでは、皆様にお諮りいたします。

第12次滋賀県交通安全計画を、原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

<委員>

異議なし

<議長>

それでは、第 12 次滋賀県交通安全計画を原案どおり決定いたします。

ただいま決定いただきましたこの交通安全計画は、関係機関、団体および県民が一体となつて、その実効を上げなければならないものであり、皆様の御協力をお願いいたします。

本日御出席いただきました委員の皆様方におかれましては、今後ともより一層の御尽力と御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

【閉会】 午前 11 時 30 分に閉会した。